

山口県スポーツ交流村

指定管理者募集要項

令和7年9月

山口県観光スポーツ文化部
スポーツ推進課

目 次

第1 事業内容に関する事項

1 指定管理者制度導入の目的	1
2 応募の概要	1
3 指定管理者が行う業務範囲	1
4 管理に要する経費等	2

第2 事業の適正な実施に関する事項

1 責任の所在等	3
2 事業報告・モニタリング等	3
3 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	4

第3 指定管理者の募集及び選定に関する事項

1 指定管理者選定スケジュール	4
2 応募者の資格要件	4
3 応募手続	5
4 応募書類	6
5 優先交渉権者の選定及び指定管理者の指定	7
6 応募に関する留意事項	8

《別紙》 事業計画書の記載要領	9
-----------------------	---

この募集要項は、山口県スポーツ交流村（以下「スポーツ交流村」という。）の指定管理者を指定するに当たり、その手続き等を示すものです。

第1 事業内容に関する事項

1 指定管理者制度導入の目的

スポーツ交流村は、スポーツ活動を通じて県民の交流及び連携を促進し、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを推進するため、スポーツ交流まちづくり拠点施設として利活用を図っています。

スポーツ交流村の管理業務については、サービスの向上と施設の効率的、効果的な管理運営を図るため、引き続き指定管理者制度を活用することとしています。

2 応募の概要

(1) 施設の概要

ア 施設名称	山口県スポーツ交流村
イ 所在地	山口県光市光井2丁目19番2号
ウ 設置時期	平成5年4月
エ 施設概要	別添「山口県スポーツ交流村指定管理者業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおりです。

(2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

(3) 指定管理者の募集方法及び選定方式

指定管理者の公募に当たり、提出された事業計画書等の内容を審査し、指定管理者の優先交渉権者、第2順位及び第3順位を選定します。

(4) 審査方法

有識者等5名の委員で構成する「山口県スポーツ交流村指定管理者選定委員会」を設置し、審査基準に基づき事業計画書等の審査を行います。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、応募者に対して速やかに通知するとともに、県のホームページにおいて公表します。

(6) 協定の締結

指定管理者の優先交渉権者の選定後、当該優先交渉権者と細目協議を行い、優先交渉権者との協議が成立しない場合は、第2順位、第3順位の者と順次協議を行います。

協議が成立した者を指定管理者の候補とします。

議会の議決を経て、当該候補者が指定管理者として指定された後に、協議内容に基づき協定を締結します。

(7) 問い合わせ先(書類提出先)

〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県観光スポーツ文化部スポーツ推進課 担当：田中 遼
電 話：083-933-2435
FAX：083-933-2439
E-mail：a11200@pref.yamaguchi.lg.jp

3 指定管理者が行う業務範囲

指定管理者は次の業務を行うものとし、詳細は別添「業務仕様書」を参照してください。

(1) 施設の運営に関する業務

- ア 施設の管理運営体制
- イ 受入事業や企画事業の実施
- ウ その他業務

(2) 施設の使用に関する業務

- ア 使用申請の受付、許可
- イ 利用料金の徴収
- ウ 利用者への食事などの必要なサービスの提供
- エ 事業に係る広報等

(3) 施設の維持管理に関する業務

- ア 施設の維持管理業務
 - (ア) 建築物保守管理業務
 - (イ) 設備機器保守管理業務
 - (ウ) 清掃業務
 - (エ) 物品管理業務
 - (オ) 保安警備
 - (カ) 外構、植栽管理業務
 - (キ) 環境衛生管理業務
 - (ク) 廃棄物処理業務
 - (ケ) 宿泊室等整理整頓、衛生管理業務
- イ 屋内プール利用環境整備（監視員の配置等）
- ウ 施設の目的外使用
 - (ア) 行政財産使用料
 - (イ) 利用料

(4) その他の管理業務

- ア 事業計画書及び収支予算書の提出
- イ 事業報告書の提出
- ウ 自己評価の実施
- エ 県が実施する業務への協力
- オ 県スポーツ施設協会への加入
- カ 指定期間終了に当たっての引継業務
- キ 関係機関との連絡調整業務

4 管理に要する経費等

(1) 利用料金

- ア スポーツ交流村は利用料金制を採用しますので、指定管理者は、利用料金を自らの収入として収受し、施設の管理運営に要する経費に充てるものとします。
- イ 利用料金の額は、山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例第12条第2項の規定に基づき、指定管理者が県の承認を受けて設定するものとします。
- ウ 指定管理者は、県が予め示す基準によるもののほか、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、県と協議の上、利用料金を減免することができます。

(2) 指定管理料

- ア 利用料金収入のほかに、施設の管理運営に要する経費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に次の金額を上限として指定管理料（委託料）を支払います。

指定管理料上限額（5年間）	564,515,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
---------------	----------------------------------

イ 指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等の収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定めます。

なお、指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容の変動等を踏まえ、毎年度、「年度協定」を締結して定めるものとします。

ウ 指定管理料は、災害の発生など特別な場合を除き、原則として増額しません。

また、指定管理者が経営努力により生じた利益については、当該利益の額があまりに過大であると認められる場合を除き、原則として指定管理者の利益とします。

エ 指定管理料は、会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）ごとに支払いますが、支払時期や方法は、別途「協定」において定めます。

オ 光熱費の増嵩や賃金水準の変動等に伴う指定管理料の不足分のうち、通常の物価変動によるものを超える部分については、毎年度、県と指定管理者が協議し、その分担の取扱いを決定する。なお、指定管理期間中に利用料見直しを行った場合には、その増加影響額を踏まえて対応する。

（３）リスク分担

県と指定管理者のリスク分担は「業務仕様書」のとおりです。別途、県と指定管理者が協定を締結します。

（４）経理及び管理口座

指定管理者の業務に係る経費及び収入は、他の業務に係るものと区分して経理するとともに、専用の口座で管理してください。

第２ 事業の適正な実施に関する事項

１ 責任の所在等

（１）責任の所在

指定管理者は、本管理業務の実施主体として、その全てについて責任を負い、適正に実施していただきます。

なお、県は施設の設置者として、指定管理者が行う業務について点検・評価を行い、必要に応じ指導を行います。

（２）業務の全部委託の禁止

指定管理者は、本管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。

（３）法令等の遵守

業務を遂行する上で、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。

（４）サービスの向上

施設を常に清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を常に図り、利用者の増加に努めてください。また、各種トラブル、苦情等には迅速かつ適切に対応してください。

２ 事業報告・モニタリング等

指定期間中は、次の資料を提出していただき、それらをもとに県が事業評価を実施します。

（１）事業報告等

毎会計年度終了後、事業報告書を作成し、県に提出することとします。また、毎月業務報告書を作成し、県に提出することとします。事業報告書及び業務報告書（以下「事業報告書等」という。）の書式と提出時期は、別途「協定」において定めます。

（２）指定管理者が実施するモニタリング

指定管理者は、利用者満足度調査等により利用者のニーズを把握するよう努めるとともに、毎年度、業務の実施状況について自己評価を行うものとします。評価項目は、別途「協定」において定めます。

(3) 県が実施するモニタリング

県は、毎年度、業務の実施状況について、事業報告書等により確認するとともに、実地に調査し、業務の点検・評価を行います。評価項目は、別途「協定」において定めます。

(4) 業務の水準が低下した場合の措置

モニタリングの結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、県は是正勧告を行い、改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

3 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

(1) 協定の解釈についての疑義又は協定に定めのない事項が生じた場合の措置

協定の解釈についての疑義又は協定に定めのない事項が生じた場合は、県と指定管理者が誠意をもって協議するものとします。

(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、県は指定の取消ができます。この場合、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、速やかに業務の引継を行うものとします。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置

災害その他の不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合、事業継続の可否について協議するものとし、その結果、事業の継続が困難であると判断した場合は、県は指定の取消ができます。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、速やかに業務の引継を行うものとします。

第3 指定管理者の募集及び選定に関する事項

1 指定管理者選定スケジュール

(1) 募集要項等の配布	令和7年 9月12日(金)～10月14日(火)
(2) 公募説明会・現地見学会の開催	令和7年 9月29日(月)
(3) 質問書の受付	令和7年 9月16日(火)～9月30日(火)
(4) 質問書への回答	令和7年10月 6日(月)
(5) 応募書類の受付	令和7年 9月12日(金)～10月14日(火)
(5) 選定委員会のヒアリング及び審査	令和7年10月下旬
(7) 審査結果の通知	令和7年11月上旬
(8) 優先交渉権者との協議	令和7年11月中旬
(9) 指定管理者の県議会による議決	令和7年12月
(10) 指定管理者との協定締結	令和8年 3月
(11) 業務開始	令和8年 4月 1日(水)

2 応募者の資格要件

応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- (1) 法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

イ 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

- (2) 主たる事務所を県内に有していること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (4) 法人等の代表者が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
- (6) 山口県における地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。
- (7) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (8) 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において、他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

***グループ応募**

- 本要項第1－3「指定管理者が行う管理業務の範囲」について単独で担えない場合、複数の法人等により構成されるグループによる応募（以下「グループ応募」という。）ができます。この場合は、応募時に共同体を結成し、代表団体（他の団体は構成団体とする。）を定めてください。
- グループ応募の場合、協定の締結にあたっては共同事業体の構成員（代表団体及び構成団体）全てを協定当事者としてします。選定後の協議は、代表団体を中心に行いますが、協定に関する責任は、共同事業体の構成員全てが負うものとします。
- グループ応募の構成員は、この応募における他のグループ応募の構成員又は単独で応募することはできません。なお、応募書類提出後の代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

3 応募手続

(1) 募集要項等の配布

- ア 場 所：山口市滝町1番1号 山口県観光スポーツ文化部スポーツ推進課
- イ 期 間：令和7年9月12日(金)～10月14日(火)までの土曜、日曜及び祝祭日を除く日
- ウ 時 間：午前9時～午後5時
- エ その他：インターネット上の山口県のホームページから公募に係る必要資料をダウンロードできます。

(2) 公募説明会及び現地見学会の開催

応募予定者を対象に説明会を開催しますので、参加を希望する者は、令和7年9月18日（木）までに「公募説明会等参加申込書」（様式1）に記入の上、郵便、FAX又は電子メールにより申し込んでください。

なお、当日は、募集要項等の資料は配布しませんので、山口県のホームページから必要資料を印刷の上、持参してください。

- ア 場 所：光市光井2丁目19番2号 スポーツ交流村 第3研修室
- イ 日 時：令和7年9月29日（月） 午後2時～
- ウ 参加人数：各団体2名以内とします。
- エ 申 込 先：「第1－2－（7） 問い合わせ先（書類提出先）」に同じ

(3) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ア 受付期間：令和7年 9月16日（水）～9月30日（火）午後5時まで(必着)
- イ 受付方法：「質問書」（様式2）に記入の上、郵便、FAX又は電子メールのいずれかにより提出してください。
- ウ 提 出 先：「第1－2－（7） 問い合わせ先（書類提出先）」に同じ

(4) 募集要項等に関する質問の回答

質問に対する回答は、令和7年10月6日（月）に質問者にFAX又は電子メールにより回答するとともに、山口県のホームページで公表します（質問者は明示されません。）。

なお、回答が遅れる場合は別途連絡します。

(5) 応募書類の受付

ア 受付期間：令和7年9月12日(金)～10月14日(火)までの土曜、日曜及び祝祭日を除く日

イ 受付時間：午前8時30分～午後5時15分

ウ 受付方法：山口県観光スポーツ文化部スポーツ推進課に持参又は書留郵便(必着)で提出してください。

(6) 選定委員会のヒアリング及び審査

ア 開催日時：令和7年10月下旬

イ 開催場所：山口県庁（予定） ※ヒアリングの開催日時等詳細は別途通知します。

(7) その他

この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがあります。

4 応募書類

次の書類を応募時に提出してください。

(1) 提出部数

ア 「事業計画書」 正本1部、副本7部

※いずれもA4フラットファイルにファイリングしたもの

「応募者に関する書類」 正本1部、副本1部

イ グループ応募の場合

- ・「共同体応募構成書」（様式3）、「共同体協定書兼委任状」（様式4） 正本1部、副本1部
- ・「応募者に関する書類」は、構成団体の全てについて提出

(2) 事業計画書（様式5）

記載方法は、別紙「事業計画書の作成要領」を参照してください。

(3) 応募者に関する書類

ア 「団体の概要」（様式6）

イ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

ウ 法人にあっては、登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）

エ 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の事業報告書又はこれに類する書類

オ 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

カ 役員名簿（様式7）

キ 納税証明書

（ア）法人にあっては、次に掲げる納税証明書

① 国税（法人税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の納税証明書（納税証明書「その3の3」）

② 山口県の県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の納税証明書

（イ）法人格のない団体にあっては、代表者に係る次に掲げる納税証明書

- ① 国税（法人税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の納税証明書（納税証明書「その3の2」）
 - ② 山口県の県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の納税証明書
 - ③ 個人県民税について滞納がないことが確認できる市町村長の納税証明書
- ク 「誓約書」（様式8）

5 優先交渉権者の選定及び指定管理者の指定

（1）資格の確認

応募書類の提出後、山口県観光スポーツ文化部スポーツ推進課において、応募者の資格要件の適否について確認を行います。

（2）選定委員会による審査

有識者など5名の委員で構成する「山口県スポーツ交流村指定管理者選定委員会」を設置し、次の審査基準に基づいて、応募者から提出された事業計画書等の審査を行い、優先交渉権者、第2順位及び第3順位を決定します。

なお、審査の結果、全部又は一部の応募者がスポーツ施設の管理運営基準に達していない場合には、優先交渉権者の該当なし、又は第3順位まで選定しないことがあります。

審査に当たっては、提出された事業計画書をもとにヒアリングを実施した上で、評価を行います。

ア 選定委員会の構成（5名）

- （ア）スポーツやスポーツ施設事業の企画・実施に関する有識者
- （イ）財務専門家
- （ウ）利用者代表（関係団体）
- （エ）〃（地域振興）

イ 審査基準

次の基準に基づいて審査を行います。

- （ア）事業計画書の内容が、スポーツ交流村を使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。
- （イ）事業計画書の内容が、スポーツ交流村の効用を十分に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- （ウ）応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

ウ 審査項目及び配点

イの基準に基づいて、次の項目について審査を行います。

審 査 項 目		配 点
①	使用者の平等な使用を確保できるものであること	150
②	施設の効用を十分に発揮すること	300
③	施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること	100
④	必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること	300
⑤	その他	150
合 計（※配点は、選定委員5名の合計点です。）		1,000

（3）優先交渉権者の選定

知事は、選定委員会から審査結果の報告を受けて優先交渉権者を決定します。

（4）審査結果の通知及び公表

知事は、応募書類を提出した応募者に対して、審査結果を速やかに通知します。なお、グループ応募の場合には、共同体の代表団体宛に通知します。

また、審査の経過及び結果並びに優先交渉権者とならなかった応募者について、山口県のホームページで公表します。

(5) 優先交渉権者との協議

県は優先交渉権者と細目協議を行います。優先交渉権者と協議が整わない場合は、選定委員会において第2順位、第3順位となった応募者と順次協議を行います。

(6) 指定管理者の指定

協議成立後、県議会に対し候補者を指定管理者とする旨の指定管理の指定に関する議案を上程し、議決後に知事が指定管理者に指定します。

(7) 指定管理者との協定締結

協議に基づいて協定を締結します。協定は指定期間を通しての基本的事項を定めた「包括協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結します。

なお、協定の発効は令和8年4月1日とします。

(8) 業務の引継

管理業務を円滑に行うため、協定締結後、新たに指定管理者として指定された者は、県及び現在の指定管理者と協議を行い、業務の引継を行うものとします。

6 応募に関する留意事項

(1) 使用言語等

応募書類等に用いる言語、通貨、単位等は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

(2) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とします。

(3) 失格の条件

次の各号の一に該当する場合、失格となる場合があります。

- ア 応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- イ 応募書類の様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 応募書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 虚偽の内容が記載されているもの
- カ 複数の事業計画書を提出した場合
- キ 応募書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ク 本要項に定めた以外の手法により、選定委員又は関係者に本件応募に関する援助を直接又は間接的に求めた場合
- ケ その他不正な行為があったと認められる場合

(4) 応募書類の取扱い

- ア 提出された応募書類は、返却しません。
- イ 提出された応募書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません。
- ウ 提出された応募書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製することがあります。
- エ 受付期間後における応募書類の再提出及び差替えは認めません。
- オ 応募書類作成のために県が配布した資料を公表・使用することはできません。
- カ 本要項において求める内容以外の書類については受理しません。
- キ 提出された応募書類は、山口県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。

(5) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出してください。

事業計画書の記載要領

本要項第3－4－（2）の事業計画書に関する作成上の留意点は、下記のとおりです。

1 使用者の平等な使用を確保

施設使用の優先順位の決定方法など、使用許可や受入事業方針など平等な使用の確保についての具体的な考え方を記述してください。

2 施設の効用を十分に発揮

（1）管理運営の基本的方針

スポーツ交流村の設置目的を踏まえ、スポーツ交流村を管理運営する際の経営理念、運営方針、応募した目的、理由、応募団体の特色を生かした方策等について記述してください。

（2）利用促進に向けた取組み

利用促進に向けた具体的、現実的な取組み、広報計画や使用者見込み、サービス向上に向けた取組み等について具体的に記述してください。

また、その具体的な取組みを行うことにより、今後どのように使用者が増加するかの見込み等を具体的に記述してください。

（3）施設を活用したスポーツ振興策

施設を活用した実施可能な計画や、これまでにない新たな視点での取組み、新たに実施する事業の概要、事業のねらい、期待できる効果等を記述してください。

また、マリンスポーツの施設を活用した実施可能な計画や、これまでにない新たな視点での取組み、新たに実施する事業の概要、事業のねらい、期待できる効果等を記述してください。

さらに、指定管理者が実施する企画事業等においては、立地条件や使用者ニーズ等に配慮し、施設の効用を最大限に発揮できる具体的な事業を記述してください。

（4）維持管理業務

清掃、警備、設備機器の保守点検等の実施方法や委託業者選定の考え方について記述してください。

（5）開館日及び使用時間

年間をとおした開館日並びに使用時間については、条例や管理運営規程に定めていますが、施設を効率的かつ効果的に活用するための新たな提案等について記述してください。

（6）使用者や地域住民等の意見等

施設使用者や施設が設置されている地元等からの意見や苦情等に対する対処方法についての考え方を記述してください。

（7）県内の同種の施設や地域との連携等

県内の他の施設や地域との連携及び県が実施する業務への協力についての考え方を記述してください。

3 施設の管理に係る経費の縮減

(1) 維持管理経費の縮減策

維持管理経費の具体的な縮減策について記述してください。

(2) 利用料金額

利用料金は、条例で基準額を定めており、一定の範囲（基準額の0.8～1.2の金額）で指定管理者が利用料金を定めることとなっていますが、利用料金の額及びその考え方を記述してください。

(3) 5ヵ年の収支計画

5ヵ年の収入及び支出の見込額並びに考え方を記述してください。

＊消費税率については10%で算定してください。

4 必要な人的体制及び経済的基礎

(1) 組織体制、職員の配置計画

分かりやすい形で図示し、職種、人数、雇用形態等を記述してください。

また、指導的立場にある者には○印を付けてください。

勤務時間、週休日、宿直、早出・遅出などの勤務ローテーション等の考え方について記述してください。

(2) 所長及び指導職員の確保と配置等

所長及び指導職員の資格やスポーツに対する経験等を具体的に記述してください。

(3) 職員の指導育成及び研修体制

職員の指導育成及び研修体制についての考え方を記述してください。

(4) 施設勤務経験者の活用等

現在の当該施設の雇用職員等経験者の再雇用に努めることに対する考え方を記述してください。

(5) 応募団体の財務状況

財務状況等について、提出された書類等の中で、特に説明を要することについて記述してください。

(6) 類似施設の管理の実績

類似施設の管理の実績について、施設名や年間の指定管理料等を記述してください。

5 その他

(1) 個人情報保護に対する対応について記述してください。

(2) 使用者の安全対策やけがをしたとき等の対応について記述してください。

(3) 災害や事故発生時の対応について記述してください。

(様式1)

公募説明会等参加申込書

令和 年 月 日

山 口 県 知 事 様

所 在 地

団 体 名

担 当 者 指 名
ふ り が な

所 属 ・ 職 名

電 話 番 号

F A X 番 号

山口県スポーツ交流村指定管理者の公募説明会及び現地見学会に参加を申し込みます。

参 加 者 氏 名	

(様式2)

質 問 書

令和 年 月 日

山 口 県 知 事 様

所 在 地

団 体 名

担 当 者 氏 名

所 属 ・ 職 名

電 話 番 号

F A X 番 号

山口県スポーツ交流村の指定管理者募集要項等について、下記のとおり質問します。

番号	項 目	質 問 事 項

※1 項目欄には、募集要項等のページ・項目を記載してください。

※2 質問が複数ある場合は、番号を付けてください。

(様式 3)

共同体応募構成書

令和 年 月 日

(共同体名)

代表団体	団 体 名			
	代表者職氏名			
	所 在 地			
	担 当 者 氏 名		電 話 番 号	
	F A X 番 号		メールアドレス	
構成団体	団 体 名			
	代表者職氏名			
	所 在 地			
	担 当 者 氏 名		電 話 番 号	
	F A X 番 号		メールアドレス	
構成団体	団 体 名			
	代表者職氏名			
	所 在 地			
	担 当 者 氏 名		電 話 番 号	
	F A X 番 号		メールアドレス	

(様式4)

共同体協定書兼委任状

令和 年 月 日

山 口 県 知 事 様

共同体名
代表団体 所在地
団体名
代表者職氏名

山口県スポーツ交流村指定管理者の公募に応募するため、共同体を結成し、山口県との間における下記事項に関する権限を代表団体に委任します。

なお、山口県スポーツ交流村の指定管理者に指定された場合は、各構成団体は、山口県スポーツ交流村の指定管理者としての業務の遂行に伴い共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同体の名称	
共同体の 代表団体（受任者）	所在地 団体名 代表者職氏名
共同体事務所 所在地	
共同体の 構成団体（委任者）	所在地 団体名 代表者職氏名
	所在地 団体名 代表者職氏名
共同体の成立 ・解散の時期及び 委任期間	令和 年 月 日から当該指定管理者の指定終了 ヶ月を経過する日まで。 ただし、当共同体が指定管理者とならなかった場合は直ちに解散します。また、当共同体の構成団体の脱退又は除名については、事前に山口県の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	1 指定管理者の指定の応募（事業計画書の提出含む。）に関すること 2 応募の辞退に関すること 3 協定締結に関すること 4 指定管理料の請求受領に関すること 5 その他（ ）
その他	1 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできません。 2 本協定に定めのない事項は、構成団体全員により協議するものとします。

※団体の構成員（役員）名簿（様式7）を添付してください。

(様式5)

「山口県スポーツ交流村」

事業計画書

応募団体の名称	
主たる事務所の所在地	
代表者職氏名	
提出日	令和 年 月 日

目 次

1 使用者の平等な使用を確保

- (1) 平等な使用計画等について
- (2) 受入事業の方針

2 施設の効用を十分に発揮

- (1) 管理運営の基本的方針
- (2) 利用促進に向けた取組み
- (3) 施設を活用したスポーツ振興策
- (4) 維持管理業務
- (5) 開館日及び使用時間
- (6) 使用者や地域住民等の意見等
- (7) 県内の同種の施設や地域との連携等

3 施設の管理に係る経費の縮減

- (1) 維持管理経費の縮減策
- (2) 利用料金額
- (3) 収支計画

4 必要な人的体制及び経済的基礎

- (1) 組織体制、職員の配置計画
- (2) 所長及び指導職員の確保と配置等
- (3) 職員の指導育成及び研修体制
- (4) 施設勤務経験者の活用等
- (5) 応募団体の財務状況
- (6) 類似施設の管理の実績

5 その他

- (1) 個人情報保護に対する対応について
- (2) 使用者の安全対策やけがをしたとき等の対応について
- (3) 災害や事故発生時の対応について

1 利用者の平等な利用を確保

(1) 平等な利用計画等について
(利用の受付時期、優先順位等)
(2) 受入事業の方針
(施設の利用許可、受入事業方針等)
A 4 用紙：1 枚以内

2 施設の効用を十分に発揮

(1) 管理運営の基本的方針
①スポーツ施設の管理についての経営理念、運営方針
②応募団体の特色・PR できる点 施設の管理運営を行うに当たり、有利に運営できるところを記述してください。
A 4 用紙：1 枚以内

(2) 利用促進に向けた取組み
①利用促進に向けた具体的・現実的な対応 (施設のPRの取組み)
②令和8年度から令和12年度までの施設利用者数の見込みと対策 (目標人数、増加させるための方策)
③利用者のサービス向上に向けた具体的な対応策
A 4 用紙：2 枚以内

(3) 施設を活用したスポーツ振興策

①スポーツの振興策

(実施可能な計画や、新たな事業の実施、概要、事業のねらい等)

②マリンスポーツの振興策

(実施可能な計画や、新たな事業の実施、概要、事業のねらい等)

③施設の効用を最大限に発揮できる企画事業の具体的な取組み

(利用者ニーズ等に配慮した実施可能な企画事業)

【令和8年度企画事業計画を「別記様式1」に記載してください。】

A4用紙：2枚以内

(4) 維持管理業務

①維持管理業務の実施計画

(清掃、警備、設備機器の保守点検等)

(5) 開館日及び使用時間

A4用紙：2枚以内

(6) 利用者や地域住民等の意見等

(利用者や地域住民等の意見や苦情に対しての対処方法)

(7) 県内の同種の施設や地域との連携等

A4用紙：1枚以内

3 施設の管理に係る経費の縮減

(1) 維持管理経費の縮減策

(2) 利用料金額

(利用料金の設定〔基準額の0.8～1.2の範囲〕及びその考え方)

【利用料金の設定額は「別記様式2」に記載してください。】

(3) 収支計画

(単位：千円)

年 度	R 8	R 9	R10	R11	R12	合 計
収 入						
内指定管 理料の額						
支 出						

※①収支計画に増減がある場合は、理由を書いてください。

②レストラン収入は計上しないでください。(レストランを直営で運営する場合)

【収支金額の詳細は、「別記様式3」に記載してください。】

A4用紙：2枚以内

4 必要な人的体制及び経済的基礎

(1) 組織体制、職員の配置計画

① 組織図・職員配置

② 職員の雇用形態、人数

③ 職員の勤務体制

A 4 用紙：2 枚以内

(2) 所長及び指導職員の確保と配置等

A 4 用紙：1 枚以内

(3) 職員の指導育成及び研修体制

(4) 施設勤務経験者の活用等

(現在の当該施設の雇用職員等経験者の再雇用に努めることに対する考え方)

A 4 用紙：1 枚以内

(5) 応募団体の財務状況

財務状況等について、提出された書類等の中で、特に説明を要することについて記述してください。

(6) 類似施設の管理の実績

A 4 用紙：2 枚以内

5 その他

(1) 個人情報保護に対する対応について

(2) 使用者の安全対策やけがをしたときの対応について

(3) 災害や事故発生時の対応について

A 4 用紙：2 枚以内

(様式6)

団 体 の 概 要

本社（本部）	団 体 名			
	所 在 地			
	代表者職氏名			
	設 立 年 月 日			
	電 話 番 号		F A X 番 号	
山 口 県 内 の 主たる事業所	団 体 名			
	所 在 地			
	代表者職氏名			
	設 立 年 月 日			
	電 話 番 号		F A X 番 号	
職 員 数	年 月 現在 総数 人（常勤 人 非常勤 人）			
うち県内	総数 人（常勤 人 非常勤 人）			
沿 革				
業 務 内 容				
主 な 実 績				

※団体の構成員（役員）名簿（様式7）を添付してください。

(様式 7)

役 員 名 簿

役職名	氏 名	住 所	任 期	生年月日	備 考

(様式 8)

誓 約 書

令和 年 月 日

山 口 県 知 事 様

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

山口県スポーツ交流村の指定管理者の応募に当たり、下記について真実に相違ありません。

記

- 1 山口県スポーツ交流村の指定管理者募集要項第 3 － 2 の応募者の資格要件を満たしています。
- 2 提出した応募書類には、虚偽及び不正はありません。

(様式9)

辞 退 届

令和 年 月 日

山 口 県 知 事 様

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで山口県スポーツ交流村の指定管理者に応募しましたが、都合により
辞退します。

担当者連絡先

ふ り が な 氏 名	
所属・職名	
電 話 番 号	

別記様式 1

令和 8 年 度 企 画 事 業 計 画

事 業 名	趣旨・目的	事 業 内 容	時期・期間	参加料の額	利用見込者数

利 用 料 金 表

施設の名称	区 分			単 位	利用料金額
体育館	専用使用	入場料その他これに類する料金を徴収しないもの	アマチュアスポーツ	午前 9 時から正午まで	円
				午後 1 時から午後 5 時まで	円
				午後 5 時から午後 9 時まで	円
				午前 9 時から午後 5 時まで	円
				午前 9 時から午後 9 時まで	円
				午後 1 時から午後 9 時まで	円
				延長料 1 時間につき	円
			アマチュアスポーツ 以外の営利又は宣伝 を目的としない催物	午前 9 時から正午まで	円
				午後 1 時から午後 5 時まで	円
				午後 5 時から午後 9 時まで	円
				午前 9 時から午後 5 時まで	円
				午前 9 時から午後 9 時まで	円
				午後 1 時から午後 9 時まで	円
				延長料 1 時間につき	円
			営利又は宣伝を目的 とする催物	午前 9 時から正午まで	円
				午後 1 時から午後 5 時まで	円
				午後 5 時から午後 9 時まで	円
				午前 9 時から午後 5 時まで	円
				午前 9 時から午後 9 時まで	円
				午後 1 時から午後 9 時まで	円
				延長料 1 時間につき	円
		入場料その他これに類する料金を徴収するもの	アマチュアスポーツ	午前 9 時から正午まで	円
				午後 1 時から午後 5 時まで	円
				午後 5 時から午後 9 時まで	円
				午前 9 時から午後 5 時まで	円
				午前 9 時から午後 9 時まで	円
				午後 1 時から午後 9 時まで	円
				延長料 1 時間につき	円
			アマチュアスポーツ 以外の営利又は宣伝 を目的としない催物	午前 9 時から正午まで	円
				午後 1 時から午後 5 時まで	円
				午後 5 時から午後 9 時まで	円
				午前 9 時から午後 5 時まで	円
				午前 9 時から午後 9 時まで	円
				午後 1 時から午後 9 時まで	円
				延長料 1 時間につき	円
			営利又は宣伝を目的 とする催物	午前 9 時から正午まで	円
				午後 1 時から午後 5 時まで	円
				午後 5 時から午後 9 時まで	円
				午前 9 時から午後 5 時まで	円
				午前 9 時から午後 9 時まで	円
				午後 1 時から午後 9 時まで	円
	器具の使用				1 点又は 1 組 1 回につき

施設の名称	区 分		単 位	利用料金額
屋内プール	専用使用	夏期	1 コース 1 時間につき	円
		その他の期間	1 コース 1 時間につき	円
	器具の使用		1 点 1 回につき	※ 2 ①に記載
トレーニングルーム	個人使用		1 人 2 時間以内	円
研修室	第 1 研修室		1 時間につき	※ 3 ②に記載
	第 2 研修室			
	第 3 研修室			
	ミーティングルーム			
	クラブハウス研修室			
	器具の使用		1 点又は 1 組 1 回につき	※ 4 ①に記載
監視塔	個人使用		1 時間につき	円
艇置場	個人使用		一隻につき	年 62,850 円の範囲内 で 1 日につき 円
ヨット	個人使用		4 時間につき	円
宿泊室	一般宿泊室		1 日 1 人につき	※ 5 ②に記載
	指導員宿泊室			

① (※ 1 ・ ※ 2 ・ ※ 4)

区 分	単 位	利用料金額	備 考
器 具	バスケットボール	円	専用使用する時間を 1 回として計算する。
	バレーボール	円	
	ハンドボール	円	
	バドミントン	円	
	インディアカ	円	
	卓球	円	
	ストップウォッチ	円	
	長机	円	
	いす	円	
	フロアシート	円	
	視聴覚機器	円	1 時間を 1 回として計算する。

② (※ 3 ・ ※ 5)

区 分	単 位	利用料金額	備 考
研修室	第 1 研修室	円	
	第 2 研修室	円	
	第 3 研修室	円	
	ミーティングルーム	円	
	クラブハウス研修室	円	
宿泊室	一般宿泊室	円	基準額の金額には、冷暖房、電気、水道及び寝具の使用料の金額を含む。
	指導員宿泊室	円	

収 支 計 算 書

収入の部

(単位：千円)

科 目	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	備 考
利 用 料 金 収 入						
指 定 管 理 料 収 入						
そ の 他 収 入						
収 入 合 計						

支出の部

(単位：千円)

科 目	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	備 考
報 酬 費						
給 料 手 当						
臨 時 雇 用 賃 金						
福 利 厚 生 費						
退 職 給 与 引 当 金						
旅 費 交 通 費						
通 信 運 搬 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
修 繕 費						
備 品 費						
印 刷 製 本 費						
燃 料 費						
光 熱 水 料 費						
損 害 保 険 料						
賃 借 料						
諸 謝 金						
租 税 公 課						
負 担 金 支 出						
広 報 費						
委 託 費						
雑 費						
支 出 合 計						